

# 北海道大学

## 令和3年度 入学料減免(徴収猶予)申請のしおり (外国人留学生用)

下記「入学料減免(徴収猶予)の申請資格」の1つに該当し、減免(徴収猶予)が必要と認められる場合には、選考の上、入学料の全額若しくは半額が減免され、または徴収猶予されることがあります(猶予期間は、4月入学者は9月末日、10月入学者は2月末日までとなります)。

減免(徴収猶予)を申請する者は、このしおりを熟読の上、提出書類に不備のないよう注意してください。

入学料減免(徴収猶予)申請者は、減免(徴収猶予)の許可または不許可の通知があるまでは入学料を納入しないでください。納入した入学料は、減免が許可された場合でも返還されないので注意してください。

なお、入学手続期間に減免と徴収猶予を同時に申請することはできません。ただし、入学料減免申請者が、不許可または半額減免の告知を受けた場合、その告知を受けた日から起算して14日以内に徴収猶予の申請をすることができます。

### 入学料減免(徴収猶予)の申請資格

1. 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、または本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が著しく困難(徴収猶予については納付期限までに納付が困難)であると認められる学部学生及び大学院学生
  2. 1に準ずる場合であって、総長が相当と認める事由がある場合で、入学料の納付が著しく困難であると認められる学部学生及び大学院学生(減免のみ該当)
  3. 経済的理由により入学料の納付が困難(徴収猶予については納付期限までに納付が困難)であり、かつ、学業優秀と認められる学部学生(徴収猶予のみ該当)及び大学院学生
  4. その他やむを得ない事情があると認められる場合で、入学料の納付期限までに納付が困難であると認められる学部学生及び大学院学生(徴収猶予のみ該当)
- ※ 学部学生の入学料減免については、1及び2に該当する場合のみであり、経済的理由による申請はできません。

## 減免（徴収猶予）申請提出書類

以下のすべての書類が必要です。再度、不足書類の入手に向くことのないよう気をつけましょう。

1. 入学料[減免・徴収猶予]申請書
2. 外国人留学生調書
3. その他（領収書，外国人登録証明書のコピー，在留カードのコピー など）

## 学業優秀と認められる場合

学部学生，大学院生ともに第1年次に入学した者（編入学者等途中年次に入学した者を含む）の入学時における学業成績は優秀とみなします。

## 申請時の注意事項

1. 本学所定の様式で提出するものがある場合は，様式の中の注意書きをよく読んで記入してください。
2. 入学料[減免・徴収猶予]申請書は，「記入例」を参考にしながら記入してください。
3. 申請書等提出書類の記載内容が事実と異なることが判明した場合は，減免（徴収猶予）の許可を取り消すこととなるので注意してください。また，必要な書類の提出がない場合についても減免（徴収猶予）の対象から除外することがありますので注意してください。